

八戸市公共施設太陽光発電設置可能性調査業務 仕様書

1 業務の名称

八戸市公共施設太陽光発電設置可能性調査業務

2 業務の目的

市は、令和3年に2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを表明し、脱炭素社会の実現を目指しており、公共施設における太陽光発電の導入については、八戸市地球温暖化対策実行計画事務事業編において、既存施設において、採算性を考慮しつつ、積極的な導入に努めることとしている。

本業務は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、公共施設へ太陽光発電設備の導入を効率的かつ早期に推進するための調査・分析を行うことを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

4 対象施設

別紙「調査対象施設一覧」のとおり

5 委託業務の内容

本業務は、本市が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を活用することを踏まえ、当該事業の主旨や交付規程等、「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き」等に基づいた提案を行うこと。

- (1) 考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）の調査・検討
 - ・ 情報収集・整理（市保有施設の状況、地域特性・環境特性等）
- (2) 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討
 - ・ 負荷及び規模等の検討
- (3) 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討
 - ・ 発電量・導入可能量の検討
 - ・ 設置位置及び設置方法等の検討
- (4) (1)～(3)の調査・検討結果を踏まえた具体的な発電設備の導入計画の検討
 - ・ 導入手法の検討
 - ・ 事業性の検討

- ・設置優先度の検討
- ・太陽光発電の導入行程（案）の検討
- ・導入効果の検討

(5) その他の業務

- ・(1)から(4)までに掲げるもののほか、本業務に関する事務の補助

(6) 自由提案

- ・PPA を活用した発電設備導入事業等の次なる展開に向けた提案
- ・重点対策加速化給付金等の財政支援策へつなげる提案
- ・調査結果を踏まえた事務事業編の改定に関する提案
- ・庁内合意形成の支援 等

6 成果品

- ・業務実施報告書
- ・上記の電子データ（CD-R 等）

7 委託業務の実施体制

- ・本業務の履行にあたり、事務従事者のほか、業務全体を統括する責任者を配置すること。なお、業務に支障のない範囲であれば、責任者が事務従事者の業務を兼務することを妨げないものとする。
- ・責任者及び事務従事者の名簿を事前に委託者へ提出し、それらの者に変更が生ずる場合には速やかに変更後の名簿を提出すること。
- ・業務の繁閑に合わせて、委託者と協議の上、適正な人員配置を行い、業務品質の保持を図ること。
- ・受託者は、本業務の履行にあたって、業務マニュアルを作成し、その内容について委託者の確認を受けるとともに、従事者に対して個人情報の取り扱いも含めた研修を適切に実施すること。

8 その他

- ・本業務の履行にあたり必要な事務用品・消耗品の調達は全て受託者の負担とする。
- ・委託料は、概算払いではなく、業務委託完了後に一括で支払うものとする。
- ・受託者は、委託者の承認を受けた場合を除き、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- ・受託者は、本業務の履行にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本業務の終了後においても、同様とする。
- ・受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報について「個人情報の保護に関する法律」の規定に基づき、適正に管理するための必要な措置を講じるとともに、その取扱いには十分注意し、その漏洩、紛失等が無いよう万全の処置を尽くすものとする。
- ・受託者は、本業務の履行中に発生した事故やトラブル等について、速やかに委託者に

報告するとともに、早急に対応を行うものとする。

- ・この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、委託者と受託者が協議をして決定するものとする。
- ・本業務で得られた成果は、原則、市に帰属する。
- ・業務着手にあたり、以下の書類を提出し本市の承認を得るものとする。
 - ア 業務計画書（業務概要、業務体制、組織図等を含む）
 - イ 業務工程表
- ・受託者の責任に起因して発生した損害は、受託者の責任で賠償するものとする。